

平成28年 6 月30日

## 五泉市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

五泉市農業委員会  
会長 古田 常 藏

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、五泉市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 3.0ha

##### 【目標設定の考え方】

農地法第30条(農地利用状況調査)による確認された農地の解消については、10年後に全ての遊休農地を解消することを最終目標とする。(既存面積7.4ha)(10年)

当該指針においては、発生増を加味し、1年解消分は1.0haとする。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

##### ① 現地調査について

農業委員と推進委員で12班に分けた体制で毎月、農地パトロールを行う。

農業委員と推進委員で利用状況調査を行う。

転作地等の確認作業後意向調査を発送する所有者を確定する。

##### ② 農地利用意向調査について

回答の無い所有者に推進委員等が意向を確認する。

農地利用意向調査の全員回答に尽力する。

##### ③ 耕作者、中間管理機構へのあっせんの実施

農業委員と推進委員で耕作者を探す。

##### ④ 非農地判断の実施

所有者に通知し、非農地登記を完了してもらう。

##### ⑤ 課税の強化による対応

所有者に通知し、次年度意向の相談業務を行う。

#### 2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 262.2ha

##### 【目標設定の考え方】

耕作農地面積の担い手集積8割を最終目標とする。(20年)

管内農地5,130ha×0.8=4,104ha

4,104ha-既存達成面積2,356.3ha=1,747.7ha

1,747.7ha÷20年×3年=262.2ha : (3年分)

当該指針においての1年目標面積は87.4haとする。

#### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

① 農地の出し手と受け手をマッチングさせる。

推進委員による受けての人選を行う。

② 推進委員で地区による「人・農地プラン」の作成を図る。

推進委員と農業委員で農家へ提供等を図る。

集積地区と人選の選定等を行う。

③ 耕作者に中間管理機構へのあっせんの実施

自ら耕作者を見つけられない所有者へのあっせんの実施。

④ 総会への決定を受ける。

⑤ 耕作者への相談業務を行い、展望を確認する。

#### 3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 3経営体

##### 【目標設定の考え方】

担い手農家の管内必要経営体の確保。(10年)

新規参入管内必要経営体 10経営体

当該指針においての1年目標面積は1経営体とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

① 賃借可能な農地の洗い出しをする。

担い手等の高齢化による放棄地の洗い出しをする。

② 相談窓口の連携を勧める。

農林課、県普及センター、JA等相談者があった場合、連携し、フォローアップ体制を構築する。

\* 目標値は3年後で設定。